

(第1面)

発大水 第 200号

令和 7年 7月 10日



産業廃棄物処理計画書

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

氏 名 大山町長 竹口 大紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-54-5204

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名和浄化センター
事業場の所在地	鳥取県西伯郡大山町富長1957
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水道施設維持管理業 (3831)
② 事業の規模	令和7年度大山町下水道事業会計予算 776,198 千円
③ 従業員数	3人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙②のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	1, 8 0 7 t	t
	(これまでに実施した取組) 下水道の普及、処理の高度化により発生汚泥量は年々増加するものであるが、発生量が極力抑制できるように、水処理の運転方法等を検討。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	1, 9 0 0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 将来的にも、発生量が極力抑制できるように、水処理の運転方法等を検討する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水道処理施設から発生する産業廃棄物は、単一の汚泥のみであるため該当しない。		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水道処理施設から発生する産業廃棄物は、単一の汚泥のみであるため該当しない。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理後の全量の処理を委託している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も中間処理後の全量の処理を委託する方針である。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 原状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1, 615 t	t
(これまでに実施した取組) 発生した濃縮汚泥をセンター内に設置してある脱水機で脱水を行っている。脱水は含水率98～99%程度の濃縮汚泥に高分子系の凝集剤を添加して汚泥を調質し、ベルトプレスにより含水率82%程度に脱水している。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1, 700 t	t
(今後実施する予定の取組) 現状と同様、発生した濃縮汚泥をセンター内に設置してある脱水機で脱水を行う。脱水は含水率98～99%程度の濃縮汚泥に高分子系の凝集剤を添加して汚泥を調質し、ベルトプレスにより含水率82%程度に脱水する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 原状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全処理委託量	192 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	192 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 鳥取県境港市、三光（株）にて炭化		

③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全 処 理 委 託 量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	200 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 鳥取県境港市、三光(株)にて炭化		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

図1 下水処理のフローシート

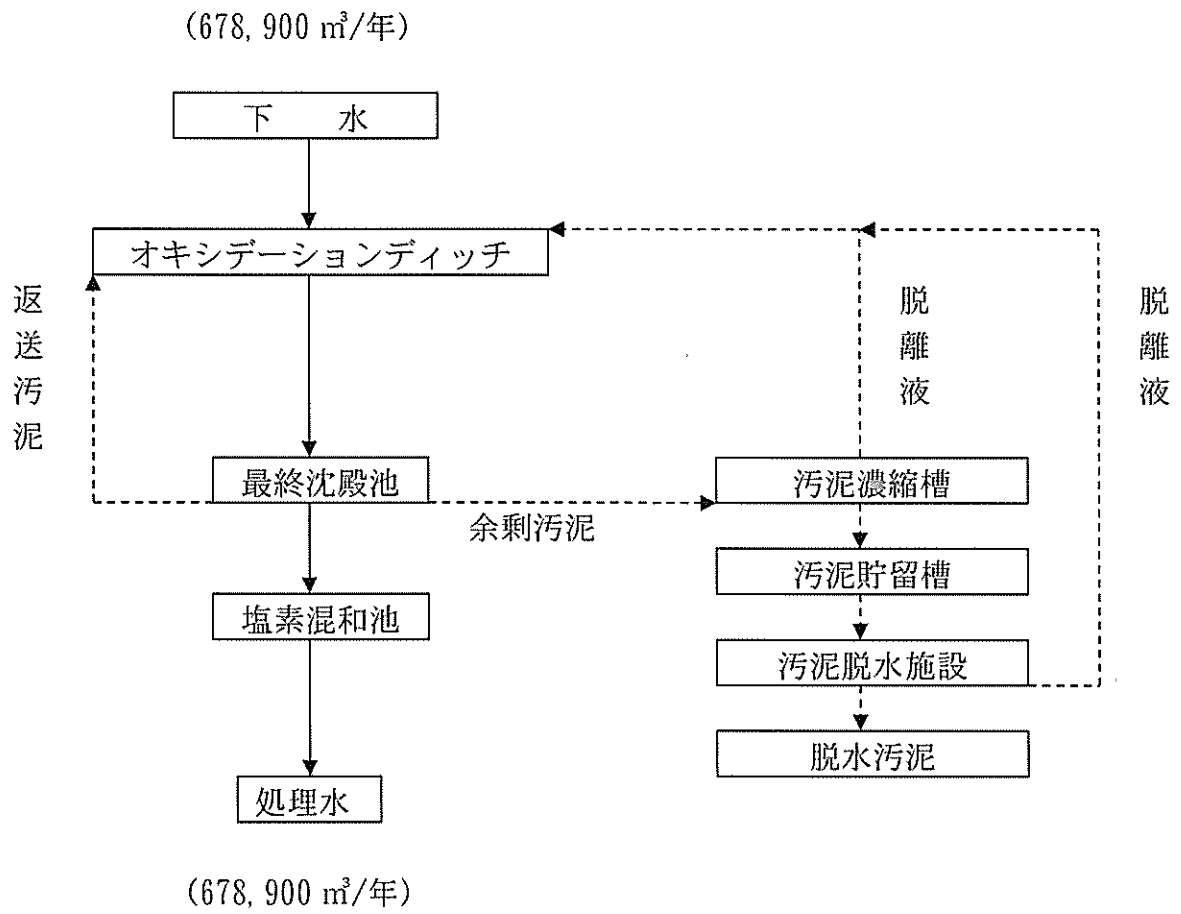


図2 下水処理場の配置図

名和浄化センター配置平面図

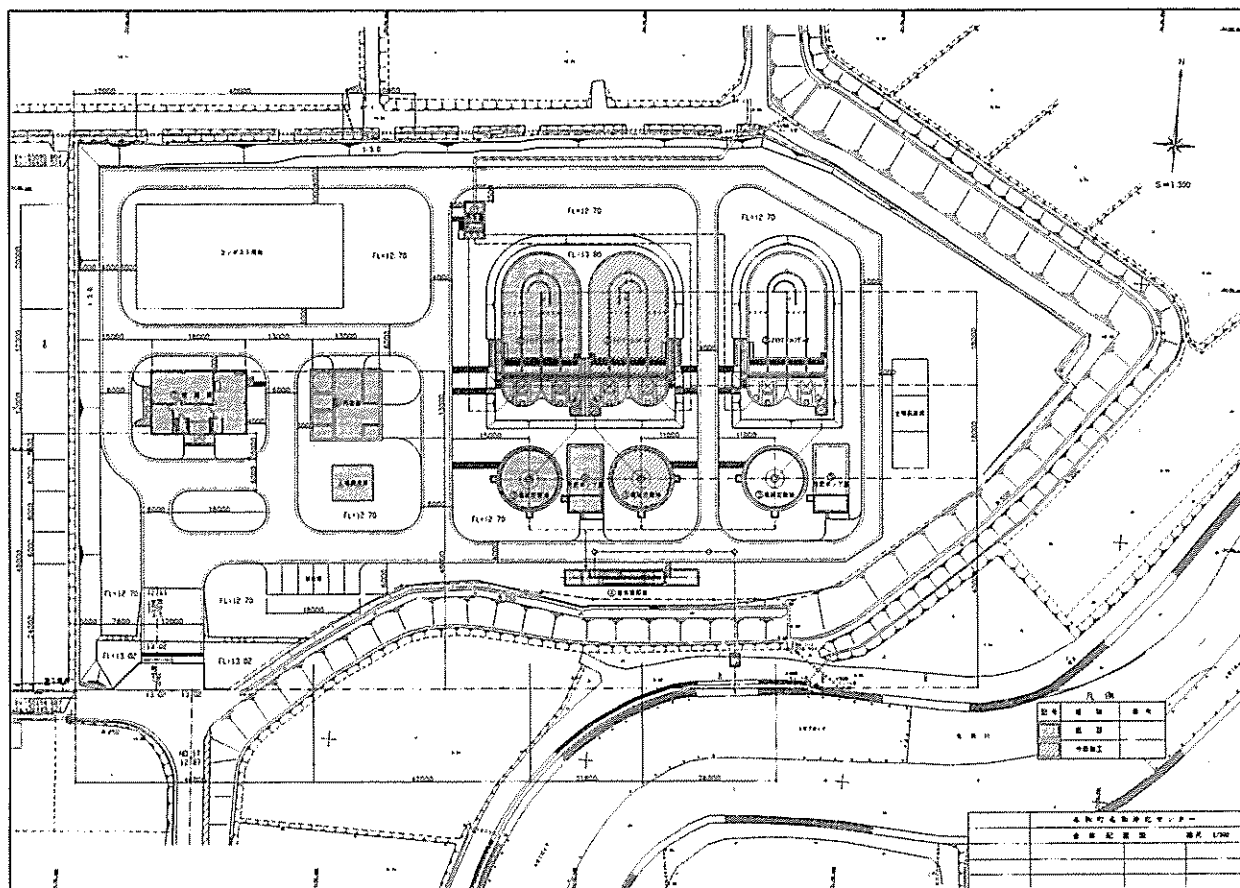
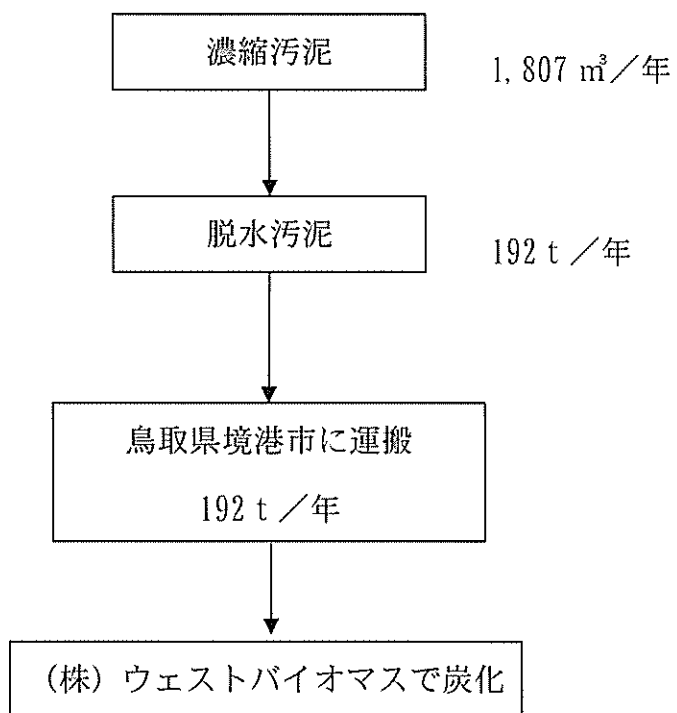


図3 廃棄物処理フローシート（現状）



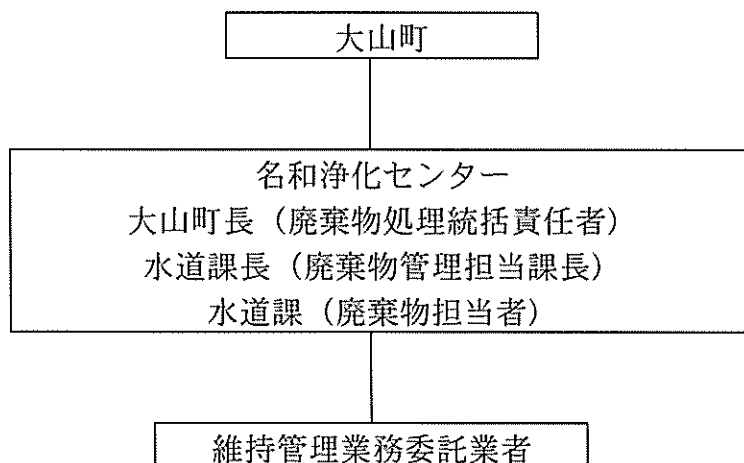
別紙②

1. 廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所 属：大山町 職・氏名：町長 竹口大紀
廃棄物担当		組織名：水道課 職・氏名：課長 大前満
役 割	大山町	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の中間処理、再利用の推進、計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○処理施設の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○再利用の調査・研究・普及 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

大山町及び維持管理業者と協力して、廃棄物処理に取り組む。

② 管理方法

廃棄物管理規定を作成し、これに基づき廃棄物を適正に管理する。

(3) 教育・研修

廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するため各種教育、実務研修会に積極的に参加する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、再生利用状況について情報公開に努める。

2. 廃棄物の処理に関する事項

（排出の抑制、分類、再生利用に関する事項を含む）

(1) 基本的事項

① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、環境施策に取り組む。

② 発生した産業廃棄物は自ら減量に努め、運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。

(2) 廃棄物処理の現状

名和浄化センターから発生する産業廃棄物は、下水処理に伴って発生する汚泥である。令和6年度の濃縮汚泥の発生量は1,807 m³/年で、濃縮汚泥全量を脱水機により脱水したうち、192 m³/年の脱水汚泥を(株)ウエストバイオマスで炭化し再資源化した。

(3) 目標の設定

下水処理場から発生する汚泥は、下水道の普及、処理の高度化に伴って年々発生量が増加する一方である。

計画目標年度の令和7年度では、1,900 m³/年の濃縮汚泥が発生し、発生した濃縮汚泥全量は、脱水・減量化により200 m³/年の脱水汚泥となり、(株)ウエストバイオマスで炭化し再資源化する。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設は、名和浄化センターに設置してある脱水機で脱水を行っている。脱水は含水率98～99%程度の濃縮汚泥に高分子系の凝集剤を添加して汚泥を調質し、ベルトプレスにより含水率82%程度に脱水する。脱水汚泥は運搬車により境港市に運び、三光（株）にて炭化を行い再利用している。

これら施設の詳細を表1に示す。

表1 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類	処理対象産業廃棄物	処理方法	処理能力	設置年月	設置場所
汚泥脱水施設	濃縮汚泥	ベルトプレス脱水	脱水後3.0m ³ /日 (脱水汚泥)	平成15年3月	名和浄化センター

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・とりまとめを行い、相互に情報を提供する。

(6) 中長期的課題

① 廃棄物再利用の普及促進

下水処理場から発生する汚泥は、有効利用を促進して環境保全に努めるものとし、三光（株）で炭化を行い再利用をしている。

② 自主管理基準の設定

処理場における自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの向上を図る。

③ 環境に係る社会活動への積極的な参加

環境に配慮した製品等の展示など環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (m ³ /年) (R 6年度)	発生量計画 (m ³ /年) (R 7年度)	排出抑制量 (m ³ /年)	具体的取組み
汚泥	1,807	1,900	93	下水道の普及、処理の高度化により発生汚泥量は年々増加するものであるが、発生量が極力抑制できるように、水処理の運転方法等を検討する。

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

下水道処理施設から発生する産業廃棄物は、単一の汚泥のみであるため該当しない。

5. 産業廃棄物の再利用に関する事項

〈具体的取組〉

廃棄物の種類	再生利用量実績 (m ³ /年) (R 6年度)	再生利用量計画 (m ³ /年) (R 7年度)	再生利用量の増加 (m ³ /年)	具体的取組み
汚泥	1,807	1,900	93	濃縮汚泥を脱水、炭化して再資源化

6. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

〈具体的取組〉

廃棄物の種類	中間処理による 減量化実績 (t/年) (R 6年度)	中間処理による 減量化計画 (t/年) (R 7年度)	中間処理による減量分 の増加 (t/年)	具体的取組み
汚泥	192	200	8	脱水

7. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

現状及び将来的にも、産業廃棄物を建設資材等に再利用するよう努める。

令和7年度

産業廃棄物処理計画書

大山町

名和浄化センター

1. 自治体の概要

(1) 自治体の名称

大山町

(2) 行政区域面積

18,974ha

(3) 行政人口

14,655人（令和6年度末 住民基本台帳）

(4) 下水道事業会計予算

776,198千円（令和7年度当初）

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 事業場の名称

名和浄化センター

(2) 事業場の所在地

鳥取県西伯郡大山町富長1957

(3) 事業の種類

下水道処理施設維持管理業（日本標準産業分類 3831）

(4) 事業の概要

本事業は、大山町の名和処理区域を対象として下水道の整備を進め、良好な下水処理を行い、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等に寄与する。

事業計画は次のとおりである。

計画目標年次	令和7年度
排除方式	分流式
計画区域	182ha
計画人口	5,800人（定住人口5,800人）
計画汚水量	1,860m ³ /日平均（678,900m ³ /年）
計画流入水質	BOD 210mg/ℓ SS 160mg/ℓ
計画放流水質	BOD 15mg/ℓ SS 10mg/ℓ

(5) 下水処理のフローシート

図1参照

(6) 下水処理場の配置図

図2参照

(7) 事業展望

計画目標年度である令和7年度に向けて、下水道の整備と普及を促進し計画汚水量の1,860 m³/日平均(678,900 m³/年)の下水を良質な水質に処理する。

(8) 廃棄物処理フローシート

図3参照

(9) 連絡先

担当者：大山町役場 水道課 片山 文雄

電話番号：0859-54-5204

3. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、令和7年度を目標年度とする。